様式第1号の2その2（第9条の2関係）

土砂等の埋立て等に係る土地使用同意書（変更届）

　土砂等の埋立て等の変更の届出をしようとする者（　　　　　　　　　　　　　　　　）の行う土砂等の埋立て等については、裏面の留意事項を了承の上、私の所有する次の土地の使用について同意します。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 土地の所在地及び地番 | 地目 | 登記簿上の地積（㎡） |
|  |  |  |
|  |  |  |

　また、同意の前提として、上記の土砂等の埋立て等の変更の届出をしようとする者から、次の事項について　　　　　年　　月　　日に説明を受け、その内容を確認しました。

①　氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

②　変更の内容及びその理由

　ここに同意したことを証するため、署名します。

　　　　　　年　　月　　日

　　　　　　　　　　　　　土地の所有者　住　所

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　氏　名

（法人にあっては、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名）

（注）土地の所有者が法人の場合は、署名に代えて記名押印を行うことができる。

【同意に当たっての留意事項】

１　土砂等の埋立て等を行うことについて同意をした土地の所有者は、次のことを行わなければなりません。

(1)　土砂等の埋立て等が行われている間、毎月１回以上、当該埋立て等の施工状況を確認すること。

(2)　(1)の確認の結果、届出の内容と明らかに異なる土砂等の埋立て等が行われていることを知ったときは、直ちに、当該土砂等の埋立て等を行う者に対し当該埋立て等の中止又は原状回復その他の必要な措置を講ずることを求めるとともに、速やかにその旨を知事に報告すること。

２　１(1)の確認又は１(2)の報告を怠った場合には、土地の所有者は、必要な措置を講ずるよう勧告又は命令（その勧告に従わない場合）を受けることがあります。

３　２の命令に違反した土地の所有者は、６月以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金に処されることがあります。

|  |
| --- |
| 三重県土砂等の埋立て等の規制に関する条例（抜粋）  （土地の所有者の同意）  第十条の二　第九条の二の届出をしようとする者（第十一条の二において「届出予定者」という。）は、あらかじめ、規則で定めるところにより、当該届出に係る埋立て等が行われる土地の所有者に対し、当該届出が、第十二条の二第一項の規定によるものである場合にあっては同項第一号から第十号までに掲げる事項を、同条第二項の規定によるものである場合にあっては同項第一号及び第二号に掲げる事項を説明し、その同意を得なければならない。  ２　第十五条の二第一項の変更の届出をしようとする者は、あらかじめ、規則で定めるところにより、当該届出に係る埋立て等区域内の土地の所有者に対し、同条第二項第一号及び第二号に掲げる事項を説明し、その同意を得なければならない。  ３　第二十五条の二第二項の承継の届出をしようとする者は、あらかじめ、規則で定めるところにより、当該届出に係る埋立て等区域内の土地の所有者に対し、同条第二項第一号及び第二号に掲げる事項を説明し、その同意を得なければならない。  （土砂等の埋立て等に係る土地の所有者の義務）  第二十八条　第十条又は第十条の二の同意をした土地の所有者は、当該同意に係る土砂等の埋立て等が施工されている間、規則で定めるところにより、定期的に、その施工の状況を確認しなければならない。  ２　第十条又は第十条の二の同意をした土地の所有者は、前項の規定による確認の結果、第九条の許可若しくは第十五条第一項の変更許可の内容（第十条の同意をした場合におけるものに限る。次条第一項第一号において同じ。）又は第九条の二の届出若しくは第十五条の二第一項の変更の届出の内容（第十条の二の同意をした場合におけるものに限る。第二十九条の二第一項第一号において同じ。）と明らかに異なる土砂等の埋立て等が行われていることを知ったときは、直ちに、当該埋立て等を行う者に対し当該埋立て等の中止又は原状回復その他の必要な措置を講ずることを求めるとともに、速やかにその旨を知事に報告しなければならない。  （土砂等の埋立て等に係る土地の所有者に対する勧告及び命令）  第二十九条の二　知事は、第二十六条の二の規定により、必要な措置を講ずべきことを命じたにもかかわらず、当該命令を受けた者が期限までにその命令に係る措置を講じないときは、当該命令に係る土砂等の埋立て等について第十条の二の同意をした土地の所有者で次の各号のいずれかに該当するものに対し、当該命令に係る措置を講ずるよう勧告することができる。  一　第二十八条第一項の規定による確認（当該確認を行うべき時期において、第九条の二の届出又は第十五条の二第一項の変更の届出の内容と明らかに異なる土砂等の埋立て等が行われていた場合のものに限る。）を怠った者  二　第二十八条第二項の規定による報告を怠った者  ２　知事は、前項の規定による勧告を受けた者が当該勧告に従わない場合であって、その者に対し、当該勧告に係る措置を講じさせることが相当であると認めるときは、当該勧告に係る措置を講ずべきことを命ずることができる。  第四十一条　次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした者は、六月以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。  一　第二十九条第二項又は第二十九条の二第二項の規定による命令に違反したとき。  三重県土砂等の埋立て等の規制に関する条例施行規則（抜粋）  （土地の所有者による土砂等の埋立て等の施工状況の確認）  第二十七条　土砂条例第二十八条第一項の規定による施工の状況の確認は、次の各号に掲げる事項について、当該施工に係る埋立て等区域において、毎月一回以上、行わなければならない。  一　当該施工の状況が土砂条例第十条各項又は土砂条例第十条の二各項の規定による説明を受けた内容に相違していないこと。  二　当該埋立て等区域において土砂等の崩落、飛散若しくは流出による災害の発生又はそのおそれがないこと（土砂  条例第十条の同意をした場合に限る。）。  ２　前項の場合において、当該埋立て等区域において確認することが困難な事情があるときは、土砂条例第二十八条第一項に規定する土地の所有者は、他の者に確認させることにより行うことができる。 |